

総社市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第16号

総社市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

総社市庁用自動車管理規則（平成17年総社市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（自動車の使用手続） 第11条 略 2 主管課長は、<u>前項</u>の要求書を受理したときは、直ちに使用の適否を決定し、その旨通知するものとする。 <u>3 前2項の規定にかかわらず、自動車の使用手続は、主管課長が適当と認める方法によることができる。</u> <u>4</u> 略</p>	<p>（自動車の使用手続） 第11条 略 2 主管課長は、<u>前条</u>の要求書を受理したときは、直ちに使用の適否を決定し、その旨通知するものとする。 <u>3</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。